

かべ新聞

第142号

2021年
2月17日

JR東海労働組合
新幹線地方本部
東京車両所分会

規程違反の出向を撤回せよ！

2月15日、東海労組合員に「株式会社シムックス」（警備会社）の出向事前通知発令が出されました。しかし、この発令は出向規程に違反しているといえます。出向規程には「第2条『出向』とは、社員の地位を保有したまま、会社の命により、関連会社または団体等に勤務することをいう。」となっています。「株式会社シムックス」はJR東海の関連会社ではありません。また、「団体等」とありますが「団体等」とはどういうところか、会社は明確な基準を示していません。明確な基準がないままの、今回の出向事前通知発令は、明らかに出向規程違反です。

出向は公正・公平な運用を！

今回の出向には他にも問題点があります。運用について公正・公平であるとはいえないことです。

60才前に出向を命じられる人、専任社員としてJR本体で現役として同じ業務につく人もいます。どういう基準でそうなるのか明確なものはありません。誰もが納得するものでなければなりません。

本人の意向を尊重し対応せよ！

出向を命じられた組合員は、面談で出向規程には「関連会社と謳っている。だから関連会社を希望する」「人選がおかしい、私より先に出向に出る人がいるではないか」「もちろん慣れた人、慣れた仕事に残れば」などを訴えました。会社は「意向はお伝えします」と応えました。

しかし、本人の意向は全く無視された事前通知発令です。組合員は、簡易苦情申告をし、会社の不当性を訴えました。会社は、長年に渡り今まで苦勞してきた組合員の意向を真摯に尊重すべきです。